

入札説明書等配布資料一覧表

件名 山形県警察学校で使用する電気の供給

番号	名 称	部 数 等
1	入札公告（写し）	1 部
2	入札説明書	1 部
3	月別予定使用電力量	1 部
4	入札参加資格確認申請書	1 部
5	適合証明書	1 部
6	役員名簿	1 部
7	入札書	1 部
8	委任状	1 部
9	暴力団排除に関する誓約事項	1 部
10	契約書（案）	1 部
11	仕様書	1 部

山形県警察本部

入札説明書

山形県警察学校で使用する電気の供給契約及び入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

(1) 契約担当官 支出負担行為担当官 山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎
(2) 担当部局 〒990-8577 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県警察本部警務部会計課調度係
電話：023-630-2927 FAX：023-630-2829

2 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量 山形県警察学校で使用する電気の供給
予定契約電力 : 138kW
(各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
予定使用電力量 : 391,569 kWh
(各月の予定使用電力量については、別紙1のとおりとする。)
(2) 案件の特質等 別添仕様書による。
(3) 供給期間 令和8年4月1日（水）0:00から令和9年3月31日（水）24:00
(4) 供給場所 山形県天童市大字荒谷字下川原820 山形県警察学校

3 入札参加資格の審査等

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる事項の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
ア 入札参加資格確認申請書（別紙2） 1部
イ 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し 1部
ウ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けていることを証明する書類の写し（注：電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者については許可書の提出は不要とする。） 1部
エ 適合証明書（別紙3）と証明書の条件を満たすことを証明する書類 1部
オ 役員名簿（別紙4） 1部
カ 仕様書に定めた再生可能エネルギー比率（50%以上）を示した再生可能エネルギー電源の割当計画書又は誓約書（任意様式） 1部

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出期限及び提出先
令和7年12月22日（月）から令和8年1月14日（水）17時00分まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例10号）に規定する県の休日を除く。）
〒990-8577 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県警察本部警務部会計課調度係
郵送による提出の場合は、書留郵便とし提出期限まで必着とする。

(3) 審査結果通知書の送付

前記(1)の書類を審査し、入札説明書に示す条件を満たし得ると判断した者を入札対象として、審査結果通知書により令和8年1月21日（水）までに通知することとし、当該入札参加者の入札書のみを落札決定の対象とする。

4 入札書の提出方法

入札参加者は、「入札書」（別紙5）を直接及び郵便（書留郵便に限る。）により入札公告5(1)の日時まで提出しなければならない。当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。

(1) 直接持参する場合

ア 入札書は封筒に入れて厳封し、表に氏名又は名称、入札件名及び開札日時を記載すること。

イ 代理人入札の場合は、「委任状」（別紙6）を提出すること。

ウ 入札参加者又はその代理人は、入札書を直接提出する場合、事前に電話連絡の上、入札公告5(2)の場所に入札書を封入した封筒を持参すること。

(2) 郵送により提出する場合

入札参加者又はその代理人は、郵便により入札書を提出する場合は、二重封筒にして、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、入札公告5(2)の場所に郵送（書留郵便に限る。）すること。ただし、委任状を同封する場合は、中封筒内には入れないこと。

5 入札

(1) 入札者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後は、不明な点があったことを理由として意義を申し立てることはできない。

(2) 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書に示す月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した対価の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(3) 入札者は、入札書及び入札書別紙に次に掲げる事項を記載して、封筒に当該入札書及び入札書の別紙を入れ、封印した上で提出するものとする。

ア 件名

イ 入札金額

ウ 日付

入札書に記載する日付は、持参の場合は持参する日を記入し、郵送の場合は郵送する日を記入すること。

エ 入札者の記載

入札者本人が代表者の場合は、住所、代表者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）を記載し、代表者印の押印をすること。また、代理人の場合は、住所、代表者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）、代理人の氏名を記載し、代理人印を押印すること。

オ 入札書別紙

入札金額の根拠として、積算に用いた単価と各月の料金額を記載すること。

基本料金単価及び電力量料金単価は、税別の金額を記載すること。各者においては、当該単価の10%に相当する額を加算した額（小数点第3位以下は切り捨てるものとする。）が、各者が各月の請求に用いる税込単価と相違がない税別単価を記載すること。

なお、基本料金の総額及び月毎の電力料金は、小数点以下を切り捨てる。

- (4) 入札者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

6 入札の辞退

- (1) 入札者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
- (2) 前項の規定により入札を辞退しようとするときは、入札辞退届（様式は任意）を提出しなければならない。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の競争入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

7 暴力団排除に関する誓約

入札参加者は入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙7）に誓約したものとする。誓約を拒否するときは、入札に参加することができない。

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。
 - ア 入札公告5(1)の日時までに到着しない入札書
 - イ 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
 - ウ 氏名、押印を欠く入札書
 - エ 金額を訂正した入札書
 - オ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗抹により意思表示が不明確な入札書
 - カ 不当な価格のつり上げ、つり下げ及び談合等の背信行為又は連合と認められる入札書及び疑いのある入札書
 - キ 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (3) 入札参加者が暴力団排除に関する誓約事項に虚偽の誓約をし、もしくは誓約に反することとなつたとき。

9 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又はその代理人の立会いの下で行う。ただし、入札者又はその代理人が

立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記の上、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後において開札会場に入場することはできない。
また、開札中は特にやむを得ない事情があると入札執行者が認めた場合のほか、退場することはできない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、名刺及び印鑑(入札者に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。)を持参すること。

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令 第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みがあった他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 前項の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としない。

11 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 再度の入札をしても落札者が無いときは、入札を打ち切ることがある。

12 契約条項

契約条項は、「契約書（案）」（別紙8）のとおりとし、別記「暴力団排除条項」を付すこととする。

13 守秘義務

この入札説明書の交付を受けた者は、山形県警察本部から提供を受けた文書、データ等すべて（この入札説明書のほか、追加資料を含む。以下、総じて「提供資料」という。）について守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、提供資料を本件の調達手続き以外の目的（公告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。）に使用してはならない。

14 その他

当該契約に係る予算が成立しない場合は、この通知は効力を有しない。

別紙 1

月別予定使用電力量
(使用電力量等実績)

月	契約電力 (kW)	使用数量 (kWh)	力率 (%)	最大需要電力 (kW)
R7/4	146	26,623	100	95
R7/5	146	23,383	100	84
R7/6	146	27,208	100	128
R7/7	146	38,062	100	137
R7/8	146	32,526	100	130
R7/9	138	29,030	100	125
R7/10	138	25,726	100	90
R7/11	138	28,149	100	105
R6/12	155	41,251	100	131
R7/1	155	49,465	100	138
R7/2	146	41,835	100	129
R7/3	146	28,311	100	103
合計		391,569		

※ 予定使用電力量は、R6.12～R7.11の実績で計上。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者 氏名

入札参加資格確認申請書

令和7年12月22日付けで入札公告がありました、「山形県警察学校で使用する電気の供給」に係る、競争入札参加資格の確認のために必要な書類として、下記の書類を提出するので、参加する資格について確認されたく申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと、警察当局から暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違なく、落札し契約締結した場合は、入札公告等に従い適正に履行することを誓約します。

記

1 添付書類

- ・ 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し
- ・ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けていることを証明する書類の写し（注：電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者については許可書の提出は不要とする。）
- ・ 適合証明書（別紙3）と証明書の条件を満たすことを証明する書類
- ・ 役員名簿（別紙4）
- ・ 仕様書に定めた再生可能エネルギー比率（50%以上）を示した再生可能エネルギー電源の割当計画書又は誓約書（任意様式）

適合証明書

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者 氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ	②パンフレット
④その他 ()	③チラシ

2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

①～④の合計点数

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

別添

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和5年度の1kWh当たり二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	7 0
	0.375以上 0.400未満	6 5
	0.400以上 0.425未満	6 0
	0.425以上 0.450未満	5 5
	0.450以上 0.475未満	5 0
	0.475以上 0.500未満	4 5
	0.500以上 0.520未満	4 0
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	1 0
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	2 0
	8.00%以上 15.00%未満	1 5
	3.00%以上 8.00%未満	1 0
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるよう電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 「各用語の定義」

用語	定義
①令和5年度 1 kWh当たり の二酸化炭素 排出係数	<p>「令和5年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和5年度 の未利用エネ ルギー活用状 況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた

	<p>電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「再エネ特措法」という。)第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。) ③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)を令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)は次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh)) ②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh) ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p>

	<p>④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kWh)</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規程されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的D Rの取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※この表の定義は、適合証明書及び別添にのみ適用する。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

暴力団排除に関する誓約事項に同意し、下記のとおり役員名簿を提出します。

記

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

山形県警察会計担当官 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

(代理人氏名

印)

本件契約の条項により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 山形県警察学校で使用する電気の供給

2 入札金額 : 入札書別紙 ① (基本料金) + ② (電力料金)

金額 円

【内訳】 入札書別紙のとおり。

入札書別紙

① 基本料金

年 月	基 本 料 金		
令和8年4月～ 令和9年3月	@	円 × 138 kw × 12 月 =	0 円

② 電力料金

年 月	電 力 量 料 金		
令和8年4月	@	円 × 26,623 kWh =	0 円
令和8年5月	@	円 × 23,383 kWh =	0 円
令和8年6月	@	円 × 27,208 kWh =	0 円
令和8年7月	@	円 × 38,062 kWh =	0 円
令和8年8月	@	円 × 32,526 kWh =	0 円
令和8年9月	@	円 × 29,030 kWh =	0 円
令和8年10月	@	円 × 25,726 kWh =	0 円
令和8年11月	@	円 × 28,149 kWh =	0 円
令和8年12月	@	円 × 41,251 kWh =	0 円
令和9年1月	@	円 × 49,465 kWh =	0 円
令和9年2月	@	円 × 41,835 kWh =	0 円
令和9年3月	@	円 × 28,311 kWh =	0 円
合 計		391,569 kWh	0 円

注) 基本料金単価及び電力量料金単価は、税別の金額を記載すること。各者においては、当該単価の10%に相当する額を加算した額（小数点第3位以下は切り捨てるものとする。）が、各者が各月の請求に用いる税込単価と相違がない税別単価を記載すること。

注) 基本料金総額及び各月の電力料金は、小数点以下を切り捨てるものとする。

注) 本積算については、力率割引又は割増、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を見込まないこと。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 殿

住所又は所在地
(委任者) 氏名又は名称
代表者氏名

印

代理人住所
(受任者) 所属 (役職名)
代理人氏名

印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

- 1 山形県警察学校で使用する電気の供給の入札及び見積に関する一切の件
- 2 委任期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、山形県警察本部の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて発注者又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

契 約 書

支出負担行為担当官 山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎（以下「発注者」という。）
と （以下「受注者」という。）は、山形県警察学校の電気の供給に
関して、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 受注者は、別添の仕様書に基づき業務を行い、発注者はその代金を受注者に支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

(基本料金)

	基本料金単価 (1 kWhにつき)	消費税及び 地方消費税額	合 計
契約電力			

(電力量料金)

	電力量料金単価 (1 kWhにつき)	消費税及び 地方消費税額	合 計
夏季月（7月～9月）			
その他季月			

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額とする。

3 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要が生じたときは、発注者受注者協議の上、契約金額を改定することができるものとする。

4 本契約が対象となる国等の補助事業及び措置等があった場合には電気料金にそれを適用する。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(供給場所)

第4条 電気を供給する場所は、山形県天童市大字荒谷字下川原820 山形県警察学校とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(再委託等の禁止)

第6条 受注者は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り又は下回ることができるものとする。

(契約電力)

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月から前月までの最大需要電力のうちいざれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第9条 受注者は、毎月1日（以下「計量日」という。）午前0時に使用電力量を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならないものとする。

2 計量器の故障等により計量値が正しく得られなかつた場合、発注者受注者協議の上、当該期間における使用電力量を定めるものとする。

(料金の算定)

第10条 料金の算定は1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行い、次の各号に掲げる料金を合算した額とする。

(1) 基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times \frac{185 - \text{力率}}{100}$$

(2) 電力量料金

使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額については、受注者の約款を適用する。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金については、山形県管内の一般電気事業者が特定規模電気需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

2 受注者は、当該月の基本料金の算定にあたり適用した力率、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を、請求書に記載し通知する。

(料金の請求及び支払)

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、第2条の規定に基づき支払請求書を作成（1円未満切り捨て）し、対価の支払いを請求するものとする。

2 受注者は、別添の仕様書に定める請求先ごとに支払請求書を作成し、発注者が指定する送付先に郵送すること。

3 発注者は、受注者からの前項により適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に対価を支払うものとする。

4 支払方法は、受注者の定める金融機関口座への振込とする。

(支払遅延利息)

第12条 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事情変更)

第13条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、発注者受注者協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上、書面により定めるものとする。

(契約の解除及び違約金)

第14条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由により解約を申し出たとき。
- (3) 契約の履行に関し、受注者又はその従業員、使用人等に不正な行為があつたとき。
- (4) 受注者が別記「暴力団排除条項」に基づく契約解除事由に該当することが判明したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 天災その他不可抗力の原因又は第1項第2号の規定によらないで受注者の責に帰すべき事由により契約解除された場合は、受注者は、契約違約金として当該日から契約満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならないものとする。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第15条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、前条第2項に規定する違約金を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、受注者が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 受注者が第1項及び第2項に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 発注者は、受注者の契約不履行によって損害を受けた場合は、受注者に対し、第14条第2項及び第15条の違約金とは別にその損害を賠償させることができるものとする。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(安定供給)

第17条 受注者は、発注者に対する電力の安定供給に努めなければならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、電力の供給を中止し、又は発注者に対し電力の使用を制限し、もしくは中止の申出をすることができるものとする。

- (1) 電力の需給上やむを得ない場合
- (2) 受注者の電気工作物に支障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合
- (3) 受注者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- (4) 非常変災の場合
- (5) その他保安上必要がある場合

2 一般電気事業者の送電線を使用して電気託送により供給している場合は、前項各号の規定に関し当該一般電気事業者との接続供給契約による安定供給を図らなければならないものとする。ただし、当該一般電気事業者の都合で電気の供給の中止又は制限が生じる場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による電力の供給中止又は制限を行おうとするときは、受注者は発注者に対し事前に連絡し、了解を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではない。

(債権譲渡の禁止)

第18条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部もしくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならないものとする。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争の協議)

第19条 発注者及び受注者は、この契約について紛争又は疑義が生じた場合には、その都度発注者受注者協議の上、解決するものとする。

(秘密の保持)

第20条 発注者及び受注者は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第21条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、山形地方裁判所のみとする。

(暴力団排除)

第22条 暴力団排除に関する条項については、別記「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第23条 買受人は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 山形市松波二丁目8番1号
支出負担行為担当官
山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎

受注者

別記

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて発注者又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに受注者、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

仕 様 書

1 概要

- (1) 件名 山形県警察学校で使用する電気の供給
(2) 需要場所 山形県天童市大字荒谷字下川原820
山形県警察学校
(3) 業種及び用途 官公署

2 仕様

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が50%を満たすこと。また、その環境価値について、山形県警察本部に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

※参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流 3相 3線式
イ 供給電圧（標準電圧） : 6,000V
ウ 計量電圧（標準電圧） : 6,000V
エ 標準周波数 : 50Hz
オ 受電方式 : 1回線方式
カ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 138kW
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
イ 予定使用電力量 : 391,569 k W h
(月別の予定使用量は別紙1のとおり。)

(3) 使用期間

令和8年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分まで

(4) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 有
イ 電力会社の検針方法：訪問検針又は自動検針
ウ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

山形県警察学校の構内引込第1柱に施設した区分開閉器の電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 対価の支払方法

- ア 対価は、山形県警察本部が別に定める分担率により、山形県警察本部、自動販売機設置業者及び公衆電話設置業者の間で按分し、支払うこととする。
- イ 契約相手方は請求書を発行する前に使用量及び電気料金を、山形県警察本部に通知し、山形県警察本部はアによる按分額を契約相手方に通知することとする。
- ウ 契約相手方はイにより山形県警察本部より通知された内容で山形県警察本部、自動販売機設置業者及び公衆電話設置業者に請求書を送付することとする。
- エ 山形県警察本部、自動販売機設置業者及び公衆電話設置業者は、それぞれ契約相手方が定めた口座へ振込むこととする。

(9) その他

- ア 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。
- イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ウ 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。
 - 62 kVAの非常用発電機 1台
 - エ 20 kWの太陽光発電設備を有している。
- オ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整額は受注者の約款を適用するものとし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、山形県管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- カ 再生可能エネルギー電気の確認資料
 - 契約相手方は、契約年度における電力供給が終了後翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認のできる資料として、別紙2「特定電源割当証明書」により提出すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙2「特定電源割当証明書」提出後、協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が2仕様を満たしていない場合、契約相手方は、2仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを提出する等により補修すること。
 - キ その他この仕様書に定めのない事項については、別途指示に従うものとする。

別紙 1

月別予定使用電力量
(使用電力量等実績)

月	契約電力 (kW)	使用数量 (kWh)	力率 (%)	最大需要電力 (kW)
R7/4	146	26,623	100	95
R7/5	146	23,383	100	84
R7/6	146	27,208	100	128
R7/7	146	38,062	100	137
R7/8	146	32,526	100	130
R7/9	138	29,030	100	125
R7/10	138	25,726	100	90
R7/11	138	28,149	100	105
R6/12	155	41,251	100	131
R7/1	155	49,465	100	138
R7/2	146	41,835	100	129
R7/3	146	28,311	100	103
合計		391,569		

※ 予定使用電力量は、R6.12～R7.11の実績で計上。

特定電源割当証明書

山形県警察学校
支出負担行為担当官 山形県警察会計担当官

〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

以下の通り山形県警察学校に電力を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、山形県警察学校に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇〇〇
需要施設名 山形県警察学校
需要施設住所 山形県天童市大字荒谷字下川原820
契約電力 〇〇〇kWh

2 供給期間

令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累積 (見込み)
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【C】													

担当者等連絡先
部 署 名 :
責 任 者 名 :
担 当 者 名 :
T E L :
F A X :
E - m a i l :

【別紙】環境価値の属性情報(見込みを含む)

環境価値の付与に使用した 証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	環境価値 移転量 (kWh)	発電期間	認証番号
					~	
					~	
					~	
					~	
					~	
					~	
					~	
					~	
					合計(kWh)	

別添

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和5年度の1kWh当たり二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	7 0
	0.375以上 0.400未満	6 5
	0.400以上 0.425未満	6 0
	0.425以上 0.450未満	5 5
	0.450以上 0.475未満	5 0
	0.475以上 0.500未満	4 5
	0.500以上 0.520未満	4 0
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	1 0
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	2 0
	8.00%以上 15.00%未満	1 5
	3.00%以上 8.00%未満	1 0
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるよう電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 「各用語の定義」

用語	定義
①令和5年度 1 kWh当たり の二酸化炭素 排出係数	<p>「令和5年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和5年度 の未利用エネ ルギー活用状 況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた

	<p>電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「再エネ特措法」という。)第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。) ③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)を令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)は次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh)) ②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh) ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p>

	<p>④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kWh)</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規程されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的D Rの取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※この表の定義は、適合証明書及び別添にのみ適用する。